

雇用の分野における 「障害者に対する 差別の禁止」とは

差別とは何か、どうすれば防ぐことができるのか。

どのような対応や行為が差別に当たるのかを知る事が大切です。

本章では職場で実際に起こりそうな事例について、Q & A 形式で解説していきます。

基本的な考え方

1

募集・採用、賃金、配置など雇用のあらゆる局面において

- 「障害があるから」という理由で障害のある方を排除すること
- 障害のある方にのみ不利な条件を設けること
- 障害のない方を優先すること

これらは障害のある方に対する差別に該当し、禁止されています。

2

積極的な差別是正措置として障害のある方を有利に取り扱ったり、合理的配慮（→ P14）を提供し、労働能力などを適正に評価した結果として障害のある方をない方と異なる取扱いにすることは差別には該当しません。